

日本スポーツ振興センター 災害共済給付制度について

災害共済給付制度とは、学校で起こったけがなどに対して医療費の給付を行う制度です。この給付の経費は国・学校の設置者で負担しています。

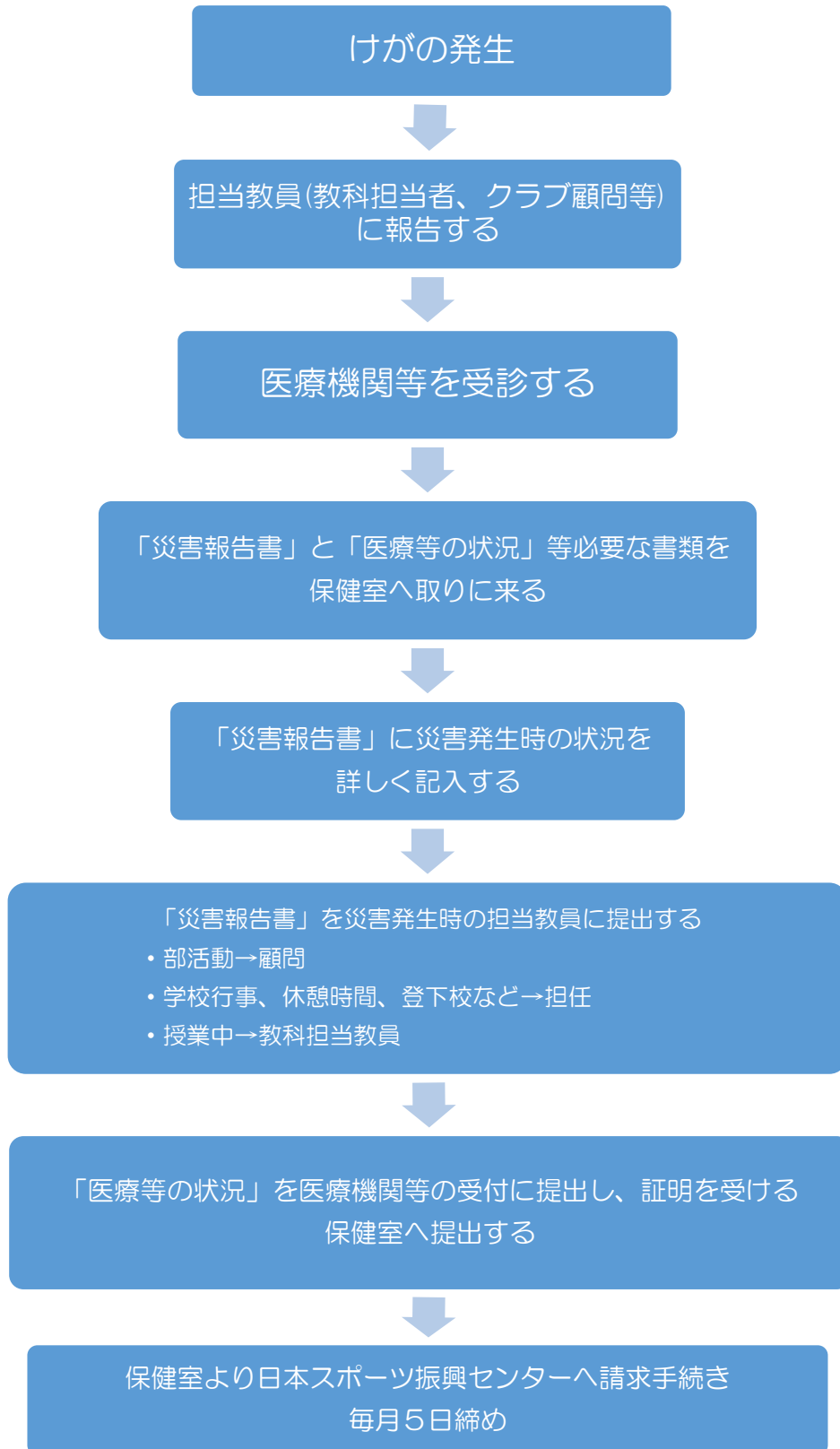
- * 支給額は、保険診療の医療費総額の3割の額に療養に伴って要する費用として1割を加算した額です。初診から治癒までの医療費総額（医療保険でいう10割分）が5000円以上の場合に給付の対象となります。
- * 健康保険が適用される受診が対象です。
- * 受診した次の月から2年間請求を行わなかった場合、給付が受けられなくなります。

医療費給付の対象となる学校管理下と災害の範囲については、下記ホームページをご参照ください。[独立行政法人日本スポーツ振興センター公式ホームページ](#)

給付金の請求に必要な申請書類

書類 PDF ダウンロード	書類使用方法
災害報告書	生徒本人が災害発生時の状況について記入し、担当教員（教科担当者、クラブ顧問等）に捺印してもらってください。
医療等の状況（病院用） 医療等の状況（整骨院、接骨院用）	治療を受けた医療機関等に傷病名、医療費または施術料等の証明を受ける用紙です。※数ヶ月かかる場合は、療養月ごとに書類が必要です。
調剤報酬明細書	医師の処方箋に基づき、保険薬局から調剤を受けた場合に、その料金の証明を受ける用紙です。
治療用装具明細書	治療の必要上、関節用装具、コルセット、サポーター等の治療用装具を要した場合に、医師に証明を受ける用紙です。保健室へは領収書の写しを添付し、提出してください。
高額療養状況の届 高額療養状況の届（記入例）	1か月の医療費が7,000点（70,000円）以上の請求の際に必要となります。ご家庭で作成し、保健室へ提出してください。

災害共済給付の請求手続きの流れ



給付金の振込について

保健室より「災害共済給付金の支払いについて」の通知が届いた当月 20 日付で給付金の振込をします。（20 日が金融機関休業日の場合、日にちが前後します。）